

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第三十号

昭和三十年七月二十一日(木曜日)午前
十時四十六分開会

委員の異動

七月二十日委員小柳收衛君辞任につ
き、その補欠として木島虎藏君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

新谷寅三郎君
委員長
理事

長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君
委員

木村篤太郎君
中川 以良君
中山 壽彦君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
木島 虎藏君
堀 眞琴君
衆議院議員
衆議院議員

島山 鶴吉君
高橋 等君
運輸大臣
三木 武夫君
内務大臣
大久保清次郎君

政府委員
総理府恩給局長 三橋 則雄君

行政管理局次長 山中 徳二君
運輸大臣官房長 山内 公猷君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○運輸省設置法の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

○恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(山下義信外三名
発議)

○恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまか
ら内閣委員会を開きます。

まず運輸省設置法の一部を改正する
法律案を議題といたします。

本案は、衆議院議員、島山鶴吉君以
下二名の提案にかかるものでございま
す。発議者から提案理由の説明を聞き
たいと存じます。

○衆議院議員(島山鶴吉君) ただいま
議題となりました運輸省設置法の一部
を改正する法律案につき、提案者を代
表いたしました理由を御説明申
し上げます。

本法案は、国際観光事業の重要性に
かんがみ、観光行政を強力に遂行せし
める必要上、現在運輸省にありまゝ観
光部を観光局に昇格させるため、運輸
省設置法に所要の改正を加えようとし
るものであります。

国際観光事業の振興が、文化の交

流、国際親善の増進に貢献するところ
が少なくないことは、今さら申し上げ
までもないものであります。さらに外
貨の獲得という面におきまして、わが
国経済の自立達成上大きな役割を持っ
ておるのであります。現に昭和二十九
年の観光収入は三千九百万ドル、約百
四十億圓に上り、戦前の最盛期たる昭
和十一年の実績に比し、約二五%の増
加となっております。しかも内閣の観光
事業審議会の想定によれば、もし今後
十分な振興策を行うならば、三年後の
昭和三十三年には約七千万ドル、約二
百五十億圓の収入を上げることは必ず
しも困難ではないのであります。しか
しながら、これがためには、対外的に
は関係各国と緊密な連繫を保ち、積極
的に外客誘致策を講ずるの要があり、
国内的には受入体制を整備しなければ
ならないのであります。

戦後歐洲各国においては、観光事業
の指導育成に当らしめるため、あるい
は一省を創設し、あるいは一局を設け
いたしまして、大きな成果を上げてお
るものであります。しかるにわが国にお
きましては、昭和五年鉄道省の外局と
して国際観光局が設置せられ、昭和十
七年戦時体制に伴い同局は廃止せられ
たのであります。戦後、運輸省鉄道
総局の観光課を経て運輸大臣官房に観
光部が設置せられ、現在に至っております。

しかしながら、最近に
おける国際観光事業振興の要望にこた
えるには十分ではないのみならず、部
という組織は国家行政組織法の規定に

より、当分の間置くことができるとい
うことになっておるのであります。こ
れ重要政策を所掌する部であるにもか
かわらず、行政改革のつど縮小の対象と
なる状態現在政府は、官設観光機関
国際同盟及びその地域別委員会に加盟
し、あるいは理事国として、あるいは
有力なるメンバーとして、国際的に活
躍いたしておるのであります。国際
会議が相次いで開催せられるときに当
り、わが国の観光行政機関の基礎が不
安定であるということは、国際的提携
促進上良好なる結果を招来するとは考
えられないのであります。

一方米國は、戦後海外経済援助の一
方途として自国民の海外旅行を奨励し
ており、歐洲各國はこれにより莫大な
観光収入をあげて経済復興に寄与して
いるのであります。米國国会及び政
府は、過般新設された商務省の観光局
を通じて、わが国の受け入れ態勢の整
備及び対米観光宣伝の積極化を慫慂し
て参っているものであります。この情勢
に対処するためにも、わが国の観光行
政機構の強化ということは当然考慮さ
れなければならないのであります。

観光行政機構の強化については、内
閣の観光事業審議会もしくは建議
し、過日衆議院運輸委員会においても
これに關し決議しているものであります
が、今や民間機関はいち早く再編成を
断行いたしまして、国際観光事業の振
興をはかるうとしておるのであります
て、政府機関が旧態のままじゃんと
していることは、策として当を得たもの

とは言い得ないのであります。

以上申し上げました趣旨により、さ
しあたり運輸省の観光部を観光局に昇
格せしめようとするのであります。が、
国家財政の狀態も十分に考慮し、人員
及び予算の増加を来さないこととい
たしております。何とぞ慎重に御審議
の上すみやかに御可決あらんことをお
願いたします次第であります。

○委員長(新谷寅三郎君) 引き続き本
案につきまして御質疑のある方は順次
御発言を願います。政府側からは三木
運輸大臣のほか、政府委員として運輸
省山内官房長、行政管理局の山中次長
が見えております。

○長島銀藏君 提案者にお尋ねいたし
ますが、観光部を局とするのは人員及
び予算増加の前提ではないかと考えら
れるのであります。その点について
御説明を願います。

○衆議院議員(島山鶴吉君) ただいま
お尋ねの点はごもっともなことと存じ
ますが、この観光局を設置することに
当りましては、提案者といいたしまし
て、国内財政経済の問題と国際観光事
業の面とを対照いたしましたときに、
これでは満足できないのであります
が、現在政府の政策も緊縮政策に傾か
れてまして、これらの点を非常にやかま
しく言うておるような状態にありま
すので、提案者といいたしましては、不
足ながら、とりあえずこの観光行政を
もっと強化する第一歩として観光局に
昇格をお願いした次第でございませ
んが、もとよりこれは予算の問題、ある

して、国際観光という面をもう少し助長させまして、もっと強力にしていただきまして、そして外貨の獲得をはかる方法を講じていきたいと思います。このが今回の観光局に昇格していただく第一歩でございます。これではもちろん十分でないでございますが、先ほど申し上げましたような事情で、やむを得ないとは存じますが、どうしてこの際国際のお客様と、外国の人ともう少し親密な方法をとりますと、日本に外客をたくさん誘致いたしますと、その特有の資源によつて外国の人に親しまれるような政策をとる、もう日本にはこれ以外に私は資源がないと思つておりますが、幸い私どもの関係しております地方、富士山を中心とした山脈、あるいは伊豆方面をいまして、もっと健全な観光地としてこの目的を達成したいのでござい

ますが、御承知のような状態で、まあこれらも行き悩んでいるような状態でありますが、よく外国のお客様が熱海方面に参りまして、なぜ日本はもう少し外国のお客を呼ぶようにしてくれないのだ、もう少し旅館を安くしてくれないのだ、もう少し交通を親切に扱ってくだらないのだと申しておりますが、まあ私に言わせるなら、もし政府が、国家がこの宿泊等につきまして、何かクーポン券みたいなものを発行して外客には安くしてやる、また交通問題にしても、国鉄がもう少しサービスをよくして、取り扱ひをもう少し親切にする、現在在外国から来ますお客様から周旋料はあべこべに取っている、手数料を外国のお客様から取っている、これは取るどころじやない、手数料を負担してやつて外国のお客様を誘致するならば、これは原料はいらないお客様ですから、落ちた金がそっくり国内の収入になるのでござい。すから、どうかような点をお含み願ひまして、どうぞこの局に昇格の点を特に御留意をお願い申し上げます。

○長島銀蔵君 もう一点、これは私の私見に属することでございますが、これは運輸大臣にお伺いしたいと思ひます。私は昨年ヨーロッパを一回りぐるつと回つたのでありますが、そのときに日本の観光、外客誘致という方面のポスターなり、何なりはどこでも見ないのですが、最後にヘルシンキ港の角に家が一軒だけあったのです。それで、どこかの駅を見まして、まあロンドンであらうが、ベルリンであらうが、どこかの駅を見まして、諸外国のポスターというものは各国ともきつて出ておる、日本のはどこにもない。ただいま申し上げた通り、ヘルシンキの港の、それも待合室でも何でもない、一軒のオフィスの窓口にそれがあつた程度です。これではどうも外人に日本を認識してもらふという事は非常に遠い話のように考えるのでござい。大臣はこういう点につきまして、この方面に一つどんなふうなお考えをお持ちでござい。すか。一つ……。

○國務大臣(三木武夫君) 観光事業というものが貿易のように目に見えないのです。そこにやはり日本のような、あれもなければならぬ、これもなければならぬという仕事が多い国では、どうしても行政の面においてこ

れがうとんぜられておる、それで海外宣伝についても、まあ費用なども、これは外貨の収入からいへばもう少し観光事業に対する費用は出してよろしいのですが、なかなかやはり予算の折衝などをしておりまして、何か観光事業という、貿易などに比べると、貿易な

のですけれども、しかし現実に目に見えないものですから、なかなかうまくいかない。ことしも予算の折衝に相当私は努力をいたしましたけれども、昨年並みに落ちつておる。ところが、この海外宣伝というものが非常に刺戟です。そこにとしましてはいろいろ観光の、国際観光に關する団体は分れておりまして、今度一本にしまして、国際観光協会というものを一本にして、そしてまあ機構の強化もなりましたので、その政府の補助の点については遺憾の点がございますが、これは将来解決しなければならぬが、機構を強化して、長島さんが以前にござんになったときよりも多少海外宣伝に改善ができるのではないかと期待をいたしておる次第でござい。す。

○木下源吾君 今の観光のことについていろいろ御説明を伺つたが、思うに日本といへば富士山です。ところがこの富士山がこの頃大砲のたまで打ちやちやちやにやられておるのです。この間も北富士に私は行つてみました。それからこの間またこつちで、東富士の御殿場の方の人たちに、参議院の内閣委員会に参考人として来てもらつていろいろ聞いたのだが、これも写真などを見せられた。天然なこ

う木がほとんどたまで折れておる。大体普通の国民、そういうものがあそこに行つて何か一本でも高山植物でもとつて来たらしい目に会ふのだ。ところが大砲のたまでこつちう木がどんどん倒れた写真がある。いづれにいたしましても、一方で一生懸命骨折つてやろうとする、一方ではそんなことが行われておる。こつちう矛盾は一体どういふわけなんですか。そこに先ほど来の一元化とか、何とかいう話が強く浮き上るのではないかと、こう思うのです。一体観光を一生懸命やろうとする運輸省、私はまことにけつこうだと思つたのですが、なぜ一体富士山を、日本の観光のほんとうの象徴でしようが、ああいうことをさしておくのを黙つて見ておられるのか、何か運輸省でこれに対する方策を講じたことはありますか、それを一つ大臣にお伺いた

○國務大臣(三木武夫君) なかなかむずかしい御質問でござい。すが、これは日米行政協定に基くものでござい。まして、それはできる限り観光の地帯というものが、そういうふうな、何と申しますか、演習場などにならないことが好ましいという原則はわれわれとして考へるのでござい。すが、やはりここにはいろいろ日米行政協定上の制約がござい。まして、どうも運輸省の観光局の一つの考へ方の視野を越えるような問題になつてくる場合があるわけであり。まして、しかしお説のことはごもつともであります。まあ今後そういうこととにわれわれの発言をする場合があれば、そういう観光事業、観光行政をやつております私どもの立場としては意見は申し述べたいと思ひますが、それは観光事業という見地ばかりでなく、いろいろやはり国の防衛というものを日米行政協定によつてやつておる以上は、これはそういう点の現在の日本の状態といふことも無視できないものがあるといふことは御了承を賜りたいのでござい。す。

○木下源吾君 まあ三木大臣のその言われることは、立場上そうであらうと思ふのだが、大体あなたは今の日米協定、日米安全保障条約、これにはあなたは賛成してゐるのです。が、当然こつちうことになるといふことは当時お考へにならなかつたと思ふのです。こつちうことになるといふならば、なかなかそれは容易にあつた場合賛成できないと思ふのだが、賛成してしまつたから、まあやむを得ないとしても、やはり努力をして、これを積極的に努力をせられて、私はああいうことをやめてもらふことにしたらどうかと思ふ。この点を一つどうですか、改めてもう一

○國務大臣(三木武夫君) 原則論としてはお話の通りだと思ひますが、しかしいろいろ観光という見地のみで一切のものを貫くことはなかなか困難でござい。ます。国の防衛というものが日米行政協定によつてゐる以上は、そのウエイトというものがかなり重いウェイトになるわけではござい。ますから、従つて原則論としてそういうことはできるだけ避けてもらふような努力、熱意を持つべきだと思ひます。けれども、具体的な地域を指して、これをどうという

ことになつて参りますと、全般の問題とも脱み合せて考へなければならぬもので、こつちうさうにいたしますというお約束はいたしかねるのでござい。ます。

○木下源吾君 私はだから富士山をとつておるのです。日本の頭脳といふか、心臓といふか、観光に対して……それはかりではない。国民のあれは象徴ですから、日本人の……で、あなたが言われるのは普通の場合はそれでもないと思うのですけれども、富士山だから特に今は申し上げるのです。これはぜひお考えを願つて、いま一ぺんあなたが行ってごらんになって何してもいい。というのは、観光に行く人をためておるのです。この間私の参りましたときにもどんだん射撃しておるから道路を通行させないのです。われわれ国会議員もとめられてしまふのです。で、まあ交渉してよう行つて実情を見ましたけれども、これでは観光は、まあ文字通り見るのです。見ることも何もできない。それでまあ国内の人は何とかかんとか言つて、七月一日から大砲を撃たないようにしてもらふというふうなことで、今ほつぽつぽつとおるようなわけで、これは大砲観光を阻害することは明瞭です。これはあらゆる点から、精神的に見ても経済的に見ても実際面から言つても、あれは演習場としてやるというふうになれば私はやめてもらわなければいけないのじゃないか。これは今あなたの言つたのは一般的なお話しです。富士山というのに対してだけは、これは内閣こそつて、何も行政協定をあなたの方におやりになつたからといって、実際おやりになつたからとら、この点を訂正するといふことをするものが、できるだけの努力をせられることは何の不思議はないと思う。これは半ば要望であります。三木さんは

だ、内閣においても非常にウエートの重い内閣大臣であるから、特にこの機会に伺つておきます。そこで今提案者の島山さんのお話しでは、富士山を中心として伊豆半島とか、私は日本は全部観光地であるやうな感じがする。九州から、あるいは紀伊半島から、あるいは伊豆半島から、あるいは北の方へ行きましては陸前から、あるいは北海道から、これは世界で得がたい自然の観光地だ。これにわずかに人工を加へるならば、私は世界のうちでも日本は優秀な観光地であるといふのです。そこで提案者が一例に、伊豆半島をとられたり、富士山をとられたり、今お尋ねしておるのですが、一体下田から三島に通る道路、これはベリが参りましたらう、そうしてあそこを通つたのでしよう。私はたまたま湯河島に關係がありますが、あの道路、今自動車とバスがすれ違つて通ることがほとんど困難ですね。こちらから行く、向うから来れば、オーライ、オーライばかり言つておつて、さつぱり進まない。あれはオーライ道路と私は言つてゐる。オーライ、オーライばかり言つてゐる。一体あつたやうな由緒ある道路じゃありませんか。しかもこちらの東海岸は鉄道がまだ貫通してありませんし、西海岸もあの通りでありますし、そしてベリがやつて来て、あそこを通つた唯一の道路である。それで新聞で見ますと、何かスカイ・ラインの道路を作るとか言つてゐるが、これは何されるかわからない。何百年前からの道路のままですよ。一体あつたやうなことをして、観光観光と言つて矛盾がございせんか、島

山さん、あなたにお尋ねする。
○衆議院議員(島山鶴吉君) ただいま木下先輩から伊豆地方の問題を出したために、手きびしい御質問を受けました。あの道路は、私はお説の通り、年中通るたびに頭が痛くなる。とにかく道路よりみな車の方が大きいのです。まあ申し上げるまでもない大きな問題でありまして、私はあの地方のこゝとを申し上げたくなかつた、そんな意味もありましたので一言申し上げて失礼をいたしました。言うまでもなく日本国全体にかようなところがありまして、ただ伊豆だけの問題を取り上げたいわけにいきませんが、一応対象としたしまして、観光局に昇格していただきまして、観光局を取り上げて、まずこの観光事業は、現在の段階におきましては道路を整備したいことが一番大きな問題だと考へておられます。で、ぜひとも私も絶対御趣旨に賛成でございまして、御協力を特に切望申し上げます。
○木下源吾君 これは大臣お忙しいでしようが、きょうは少しがまんして話を伺ひたい。先ほどから私がお尋ねしてゐることは、中心がやはり戦争か平和かです。実際問題としてこれは文化を進める面もあつたかも知れません。今の修禪寺からあの向うの方へは、どうしてもあれはやはり電車を延ばすべきところなんです。戦時中もう少しで延ばすという案になつておつたらしい。それが平和になつたからまあやめた、これはよろしい。これはいろいろな事情で……しかし今観光といふことがどうグロブ・アップして

き、かりに一カ年に百五十億、二百億も金を出さなければならぬ。これは、やはり基本方針といふことを立てて、平和でもやはり鉄道は直るぞ、道路は作るぞ、これをやつてもらわなければならぬ。今までは富士山の問題は国防だと言われた。それも一つの理屈でありまして、これも一つは平和のときには、こういうときにはどちらが先かの問題ですよ。そこに初めて演習をやめてもらいたいという私は理論的根拠が生れてくると思う。こういう点について何か御検討なさつてゐるかどうか、これを伺つてみたいと思ふ。
○国務大臣(三木武夫君) どうも今日の世界情勢は平和といふものが……当分世界の大戦争といふものを私は考へてゐない。やはりある程度これは永久といふわけには行かないけれども、当分世界の平和が確立されて行くだろうと思ふ。四巨頭会談等において、やはり平和の前進であるといふやうに世界情勢を判断してゐるわけですから、そういう世界環境の中で今日の政治を考へてみなければならぬといふことは、木下さんのお説の通り同感でございます。そういう点で今後観光、いわゆる平和に通ずるもの、観光といふものは平和に通ずる仕事でございまして、道路の整備、あるいは電車、あるいは汽車等のそういう問題の今後の計画をいたします。今後は、やはり平和といふものを前提にして力を入れて行きたいと思つてございまして、ことに御指摘の伊豆半島附近は、これはまあ御指摘であります。日本は観光の適格地が多いわけですから、観光地として優秀な地域であることは間違

いがないのです。こういう点の道路を整備したり、交通を整備して行くといふことは、これはぜひ早急に取り上げたい、こう考へておるのでございまして。
○木下源吾君 ところで行きましてから、具体的にそこをちょっと伸ばします。あの駿豆鉄道といふものは堤前衆議院議長です。そして国鉄が一部開借をしておるんだね。そういうことになつておるやうに私は思つておるんです。これはもう少し国鉄として研究をして、鉄道の方ではつきりしたことをやらねばならない。それと同時に、伸ばすにしてもこれはやはり駿豆とか、そういうものに依存するの、国鉄がやはり伸ばしたいと思つてもできないのか、こういう点についてお聞きしておきたいと思ふ。
○政府委員(山内公敏君) 現在伊豆地方につきましては、御指摘の通り土曜、日曜に東京駅から駿豆鉄道を通りまして直通の電車を通してあります。これは開借をしておるというやうな御所見もあるいは當つてゐるかもしれませんが、実は国鉄の車が駿豆の線を借りまして入つておるわけでございます。何と言ひますか、これは直通運転の契約をしてやつておるわけでございます。「不見識だね」と呼ぶ者あり。これは単に駿豆だけではないのでございまして、たとえば今御指摘になりまして富士山麓鉄道とも、そういう契約によりましてやつておることは、やはり観光地に行きます場合に乗りかえて行くといふよりも、直通で行くといふ魅力が非常に大きい。これは列車にきましては、各方面でそういう形体

をとつておるわけでありませう。これは
国鉄がそういう観客の利便を考へま
してやつておるわけでございます。御
了承いただきたいと思ひます。

○木下源吾君 これはやはり重大な問
題を含んでおると思ひます。私は
北海道ですが、鉄道を敷く場合に、

従来はやはり鉄道を敷設すれば、そこ
から資源が出て、そして国鉄も収益
が上る。効率が上る。こういうことも

多分に含んで北海道開拓をやつた。と
ころが昨今になつたら、この線は今赤
字だとか、何とか言つて、これはまあ

財政の都合によつてやむを得ない、そ
ういうことに理由づけておると思ひ

ますが、この方針が終戦後しばらくの間
は占領軍の方針として、とにかく

新線より改良して行かにならぬとい
うようなことで大分押えられておつた

時代がある。この時期においては日本
の方針といふものも行われぬ。これ

はやむを得ないけれども、少くも今日
になつてみれば自主的に行かになら

ぬ、国鉄は……。その場合において国
鉄はみづからこの収入を上げるように

のを念頭において、そして敷設をす
るとか、そういう方向に行かになら

ぬじゃないか。今のお話は旅客の便
利、旅客の便利よりもはなはだ不便な

やつをいよいよやながら、国鉄があと
かついてそういうことをやつておるよ

いかぬのじゃないか。こういうふう
に私は思ふのですが、今もやはり従来
のような現実のつまり効率、そういうも

のばかりで国鉄はいろいろ経営をや
つておるかどうか、こういうことを一つ

お伺ひしたいのです。運輸相の意見を
聞きたい。

○国務大臣(三木武夫君) 御承知のよ
うに、国鉄の財政が相当に苦しくなつ

て参りまして、これはまあいろいろ国
鉄自身にも、私は今できる限り国鉄が

ああいう大きな世帯でありますから、
これは私企業的な感覚で考えて行け

ば、経営の合理化の余地というものは
相当あるのじゃないか、こういうこと

で徹底した合理化を要請しておるわ
けであります。ところが一面において

運賃の問題等も、これは皆国会におき
めを願うわけでございますから、どう

しても政府自体としても運賃というも
のは抑制して行きたいというのが歴代

政府の方針になつておるようござい
ます。諸物価の騰貴率に比べますと、

鉄道運賃というものが一番低位にある
ということも事実なのであります。そ

うものを経済スピードでやることも困
難なくらい資金がないのであります。
ことに今御指摘の北海道のごときは、ま

ず私は鉄道建設というものが北海道開
発の前提になるのじゃないか、従つて

大久保大臣にも、いろいろ北海道開発
庁などのお仕事の中で、やはり少し鉄

道建設などに北海道の開発の費用とい
うものが回せないものかというふうな

お話もしたのであります。とにかく
こういう状態ではなかなか、もうす

でやれないという状態でありまして、
鉄道建設については何らかの新しい構

想で考えないと、ここに観光地として
非常に鉄道を敷設することが必要だと

いふても、今持っている新線建設に決
定されているその線の工事を維持する

ことをもたせましておる状態なんであ
りまして、そこで新しい手を出すとい

うこともできないのであります。で、
新線建設については、少くも則年度

は新しい一つの構想を考えてみたい。
今のままではなかなか、ここがほしい

からといつたつて容易なことではないと
いうことで、いろいろ検討を加えてい

流して、鉄道の敷設なら敷設に一つ
の、どんなにか、ワタを作つて
おやりになつておるのなほいいのです

けれども、今の融資というものは、そ
ういふ方面に行つておらぬと思ひ

ます。一方において民間にそういった融
資、そういうものの道を開いておらぬ

し、他面において鉄道は民間のけつを
持つて歩いて、そしてやつておると

いふようなことでは、私はいつまで
たつたつて鉄道は、観光までも含めて

完成していくものじゃない、こう考へ
るのです。これはあなたの新進気鋭な

何でここは一つやつてもらはぬと、金
がないから、金がないからと言つて、

ほかの方には十分な金がある、これは
相対的ですよ。鉄道だけをそんなこと

をして不便を感じて、そして一方に
おいては観光で金を上げて行こう、こ

れは無理です、實際無理ですよ。この
点を一……。

そこで私はお尋ねしたいのですが、
新線ばかりではありません。昨今輸送

関係で旅行者が非常な不安を持つて
いる。昨年の洞爺丸、今年の紫雲丸、

よくな、そういう機構を持たなければ
ならぬと思ひます。夕べも十一号が
こつちからくるのだ、私は聞いてお

つて、もう上陸するやうな気持でお
つた。乾パンを何万とか、食糧を何万と

か言つて放送しているから、もうあの
通りだったら、きょうあたり東京は半

分くらい海になつておる、こういうよ
うな予報ですね。けさ目がさめて、よ

その方へ逃げて行つた、こう言うから
やれやれと言つて安心しております

が、これは今日の国民は気象に對し
て非常な関心を持つておるわけです。

この気象に對して、御承知の通り定
観測もそのままでしょう。それから今

の高所の観測ですか、これも今にも
うなくなつてしまふのでしょう。そ

う状況があるのじゃないですか。そ
れでこれについては政府としては予算

なんというものは微々たるものです。
アメリカの何にたよつてみたり、そ

うしてたまに出かけて行けば命がけで
洋に出て観測しなければならぬ、そ

う新聞を見る。いづれにしてもた
りないです。こういうやうな交通に

對する不安を国民がことごとく持つ
ておる。これに對して、運輸省は所管

です。運輸省はどういうやうな一体
策を立てておるのか。あるいは従来

のしきたりで、金がないから、今のよ
うに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

やうに金がないからと言つて、もうし
やうに金がないからと言つて、もうし

加えまして、気象の連絡、あるいはまた機構の上においても船舶部というものを独立させまして強化させ、機構的に強化いたしまして、また船員あるいは乗客の方々にもそのときどきの天候の変化に応じて一つの非常態勢をとるような措置をとることにいたしました。

まあ気象の点につきましては、お説の通り非常に気象の変化の激しい日本でありまして、これは一段と力を入れなければならぬのでありますが、まあ御指摘の定額観測につきましては十八億ほどの資金が要るわけでありまして、そういう点で財政上の都合で今年は見送ったのでありますが、部分的にはいろいろ強化をいたしまして、それが見送りになつたことを補うような強化はいたしたのでございまして、しかしまだまだこれは不十分であります。どうしてもしようがない、目に見えないけれども、はかり知れない利益を国民に与えるような気象業務をますます充実して行かなければならぬと思ひます。とにかくまあ交通機関を預かる者としては、これは事故が起ればすぐ人命に影響するわけでありまして、いろいろ鉄道につきましても改良を加えたいようなところもございまして、いろいろ財政上の制約を受けておるが、その制約を受けた条件のもとで、この交通輸送の万全の措置をとるだけの準備はいたしておるのでございまして、いま直ちに日本の輸送関係が非常な危機になるというふうには、危機であるというふうには考えておりませんが、しかしこれはいろいろな、どの点だけということにはいかな、総合的にいろいろ考えなければならぬので、財政の許す範囲内で万全を期

して参りたいと、こう考えております。○木下源吉君 財政問題が一番です。そんなことを言つておつたつてだめですよ。運賃が安いと言ひますけれども、御承知の通り、今日国鉄の経営で一番困つておるのは定期でしょう。定期が大部分を占めておるのです。これは安い、これは安ければ定期を値上げしなければならぬ、収入を多く上げる。しかしこれは一般的に国民全体の利益という見解から行けば、それは手をつけられぬから、そうすると、このような公共性を持ったものは少くも一般会計からこれは出すべきではないか。現在一方においては運賃は公共のために安くしておきながら、一方においてはもう今では限界に達しておるのです。不完全なもので人命を脅威にさらしておる。こういう点を改善するというのでなければ財源問題は解決しないと思ふ。あなたが調べるにあればわかることとです。国鉄を監督しておられるのだから……日本の運賃は安い。安い中で何が一体このように赤字になつておるか、それは当然定期ですよ。これはもう私が指摘するまでもあります。高いものもあります。別に津軽海峡のあすこの船の中の運賃は四倍も取つておる、何も安くはありません。ぞ。そういうようなものを整理をして、そうして定期などを利用する者は一般大衆である、大衆が利益するためにはこれは一般会計から金は金を出さず、これは当りまえだ。そういうようなところから大臣の力をもつてメスを入れて、そうして一般の利用者に対しては従来と変らない、しかも改善はでき行くというふうにしてもらわなければ

ばならぬ。ここでも財源がないとあなたが言うならば、財源に対してはもつとも私は検討する余地がたぐささんあると思うのです。努力をしておられないのじゃないか、大臣は……。どうだね。私はあなたに期待しておつたのです。がね。(答へ)ほんとうですよ。○国務大臣(三木武夫君) なかなか鉄道の形勢になりまして独立採算制というものが一方において要求される。昔のような、もう鉄道省のようなことであれば、今お話しのように、国の予算の中から赤字が出てくればそれを補てんする形式は、これは当然考えられたのであります。が、今は一つの企業体として、独立の企業体として採算を自分のできるだけとるようになつていく建前です。その赤字を政府がこれを補助するという建前になつていくものであります。それから、借入金のような形式で出しておる、だから実にやりにくい。一方において、今、木下さん御指摘のように、定期は上げてはいかぬとおっしゃるわけですが、これは公共性があるから上げてはいかぬとおっしゃるわけですが、一方において独立採算でやれということが公共企業体の大きな原則になつておる。一方においては運賃は公共性の見地から上げるな。この二つの要請の前になんか公共企業体というものは今非常に苦境にあるわけでありまして。そこで私は今運輸省に、この暑期中を毎週寄りまして経営調査会というものを設けて、そうして公共企業体というもののについても検討を加えておるのであります。根本的にこの機会に鉄道の経営というものの一つ検討を加えて、すみやかに鉄道の経営をどうして行くか

という点について、新しい一つの考へ方のもとに軌道に乗せなければこれは行き詰つてくると、こういう状態です。○木下源吉君 もう行き詰まつておる。○国務大臣(三木武夫君) いろいろ御判断では行き詰まつておるとおっしゃることもそれはよくわかります。こういうことで改革を加えて行きたいというところで連日検討を加えて、これもまだだらだらというのでなしに、六カ月という閣議の了承によりまして調査会を設けて、非常に熱心に委員の方に御調査を願つております。運輸当局としてもそれと並行して検討を加えており、何らかの鉄道の経営についても一つの軌道に乗せて行く努力は必ずいたしたと考へております。○木下源吉君 おそらく、あなた国鉄總裁ならそれでいい、運輸大臣なんだから、というのはいさ、運輸の場合には独立採算と云つておつても、一方においては予算上、資金上できぬときには大蔵大臣がそこをどう押さえる権利を持つておる、政府が……。こうして見れば、これは完全な独立採算制の企業体ではない、そうでございまして。そこにあなたの役割があると思ふのだな、重大な政治的な役割があるのです。よくみんなおっしゃる、占領當時におけるところの行き過ぎを是正するとか、わが国の国情に合わないとか、こんなものこそ国情に合わないとか、力に日本に対して鉄道が発達したり、産業が盛んになつたりすることを抑制するためのアメリカの方針でやつたでしょう、これをさま一先に直さなければいかぬですよ。そうして日本の場合

は、公共的な一切のものはやっぱり政府はこれに対して補助金を出すとか、何とかは何かのものをやつておるのですから、国鉄に対して政府から出す理屈がちゃんと立つておる問題なんだ、そうでなかつたならば上げるぞと、こう言うよりほかにないのです。これくらいのこと解決してもらわなければ非常に不安である、で、私は今年末あたりから起きておる顕著な事例で非常に国民が恐怖しておる、心配しておる言つておるのは人命に関する問題であります。が、そうではなく、気象のごときはさらにこれは産業上の気象というやうなことは、私は決して平生でも等閑に付しておくべき問題ではない、日本のようなこういう集約的に生産を上げなければならぬ。農民の場合でも、あるいは漁民の場合でも人間の力によつて手によつて気象を、気候までも改革して変化させるという段階にきておると思ふのです。そうしなかつたならば生産は増強しませんよ。そういうことが一にかかつて私は気象の肩にかかつておる重大な使命だと思つておる、人命の問題などもっと積極的に、産業のために私は気象をこんなに等閑視しておいてはいかぬ、この間あたり中国から何か二、三回放送しておる、私はこれは進んで、この前も言つたのですが、もっと進んで向うからこの面だけでも話し合ひ、外交調整ができておらぬでもこの面だけ話し合つて、正確なものをお互いに取り合つてやるといふことにしたらどうかと、こういうやうに、私は日本の場合みんなが目先で金がかうかぬければ、いろいろなことをみなさんおっしゃつておりますが、それをもう一つ突き進めて行け

は、公共的な一切のものはやっぱり政府はこれに対して補助金を出すとか、何とかは何かのものをやつておるのですから、国鉄に対して政府から出す理屈がちゃんと立つておる問題なんだ、そうでなかつたならば上げるぞと、こう言うよりほかにないのです。これくらいのこと解決してもらわなければ非常に不安である、で、私は今年末あたりから起きておる顕著な事例で非常に国民が恐怖しておる、心配しておる言つておるのは人命に関する問題であります。が、そうではなく、気象のごときはさらにこれは産業上の気象というやうなことは、私は決して平生でも等閑に付しておくべき問題ではない、日本のようなこういう集約的に生産を上げなければならぬ。農民の場合でも、あるいは漁民の場合でも人間の力によつて手によつて気象を、気候までも改革して変化させるという段階にきておると思ふのです。そうしなかつたならば生産は増強しませんよ。そういうことが一にかかつて私は気象の肩にかかつておる重大な使命だと思つておる、人命の問題などもっと積極的に、産業のために私は気象をこんなに等閑視しておいてはいかぬ、この間あたり中国から何か二、三回放送しておる、私はこれは進んで、この前も言つたのですが、もっと進んで向うからこの面だけでも話し合ひ、外交調整ができておらぬでもこの面だけ話し合つて、正確なものをお互いに取り合つてやるといふことにしたらどうかと、こういうやうに、私は日本の場合みんなが目先で金がかうかぬければ、いろいろなことをみなさんおっしゃつておりますが、それをもう一つ突き進めて行け

は、公共的な一切のものはやっぱり政府はこれに対して補助金を出すとか、何とかは何かのものをやつておるのですから、国鉄に対して政府から出す理屈がちゃんと立つておる問題なんだ、そうでなかつたならば上げるぞと、こう言うよりほかにないのです。これくらいのこと解決してもらわなければ非常に不安である、で、私は今年末あたりから起きておる顕著な事例で非常に国民が恐怖しておる、心配しておる言つておるのは人命に関する問題であります。が、そうではなく、気象のごときはさらにこれは産業上の気象というやうなことは、私は決して平生でも等閑に付しておくべき問題ではない、日本のようなこういう集約的に生産を上げなければならぬ。農民の場合でも、あるいは漁民の場合でも人間の力によつて手によつて気象を、気候までも改革して変化させるという段階にきておると思ふのです。そうしなかつたならば生産は増強しませんよ。そういうことが一にかかつて私は気象の肩にかかつておる重大な使命だと思つておる、人命の問題などもっと積極的に、産業のために私は気象をこんなに等閑視しておいてはいかぬ、この間あたり中国から何か二、三回放送しておる、私はこれは進んで、この前も言つたのですが、もっと進んで向うからこの面だけでも話し合ひ、外交調整ができておらぬでもこの面だけ話し合つて、正確なものをお互いに取り合つてやるといふことにしたらどうかと、こういうやうに、私は日本の場合みんなが目先で金がかうかぬければ、いろいろなことをみなさんおっしゃつておりますが、それをもう一つ突き進めて行け

は、公共的な一切のものはやっぱり政府はこれに対して補助金を出すとか、何とかは何かのものをやつておるのですから、国鉄に対して政府から出す理屈がちゃんと立つておる問題なんだ、そうでなかつたならば上げるぞと、こう言うよりほかにないのです。これくらいのこと解決してもらわなければ非常に不安である、で、私は今年末あたりから起きておる顕著な事例で非常に国民が恐怖しておる、心配しておる言つておるのは人命に関する問題であります。が、そうではなく、気象のごときはさらにこれは産業上の気象というやうなことは、私は決して平生でも等閑に付しておくべき問題ではない、日本のようなこういう集約的に生産を上げなければならぬ。農民の場合でも、あるいは漁民の場合でも人間の力によつて手によつて気象を、気候までも改革して変化させるという段階にきておると思ふのです。そうしなかつたならば生産は増強しませんよ。そういうことが一にかかつて私は気象の肩にかかつておる重大な使命だと思つておる、人命の問題などもっと積極的に、産業のために私は気象をこんなに等閑視しておいてはいかぬ、この間あたり中国から何か二、三回放送しておる、私はこれは進んで、この前も言つたのですが、もっと進んで向うからこの面だけでも話し合ひ、外交調整ができておらぬでもこの面だけ話し合つて、正確なものをお互いに取り合つてやるといふことにしたらどうかと、こういうやうに、私は日本の場合みんなが目先で金がかうかぬければ、いろいろなことをみなさんおっしゃつておりますが、それをもう一つ突き進めて行け

ば、目先の問題だけでなく、国全体の利益のために私は必要問題だと、こう考へておる。だから気象なんというものは、今こゝで観光部を局にせられるとの御提案だ、私は氣象だつてこの間外局にしたらどうか、ああいふような古ぼけた連中ばかり押し込めていてもしようがない、もう少し潤達に生きよう行政をやつて行かれ、そうして技術も伸びるようにならうどうか、それで私はそこでお伺いしておる、これに對しては考慮するということが何か官房長のお話を承つたが、ただおさなりに私は聞いて質問しておるようになつたら私は非常に困る、氣象問題などについては日本は絶対です、ですからこれも外局なら外局にして、内容も何しなればならぬ、こういうことをあなたに申し上げることは非常に歓迎に説法だと思ふけれども、私は昨日も浦和地裁裁判所に参りました。裁判官訴訟委員会……。そうして裁判官を裁判してきたようなわけですが、家庭裁判所というものは裁判長が一人おつて、総理一人、雇ひの事務官と四人しかおらぬのです。その結果はどうかという、二千件余りあつて、いろいろな略式命令などというものは処理できないで三百何十件というものはやみからやみに箱の中に入れて、それで失効してしまつた。そのために判事を追及するわけなんです、だんだん調べてみると、やつぱりここにも必要人手が足りない。余るところにはごしやごしや余つておるし、ないところには足りないものですよ。それは罪になつた者が三百何十件無罪になるのだからいいでしょう。やれないで時効

にかつたから……。けれどもそのためにできておる機構ならば、私はこれは責任を追及さるべきだと思ふ。あの氣象などの場合でも、この前の行政整理のときに、船には船長がおり、機関長がおり、水夫が要ることはわかつてしまつてしまふ、一律に言へば……。そういうような机上で無謀なことばかりやらぬで、もつと生きた、ほんとうに人命やら、日本の産業のためにも外貨を獲得するというならば、この場合でも私は局をただ名目だけ引き上げて交際費を余計かけたり、そして權威をつける問題ではなく、内容においてもう少し少くはやつてもならぬなきやいかぬ。こう考へるわけなんです。それで御質問しておる。観光が必要である、そうして観光が唯一の日本の今の収入であることもわかる。それで観光即教育ですね。そうしてこれは同時に交通と関連するし、あるいは教育面の全体とも関係するし、あるいは保健上の問題とも関係するし、一切の面に総合的にやりになるという、この計画に對しては私は賛意を表するが、ただこゝへ持つてきて機構だとか、設備法をいじくるときに表面だけ、形式だけではわれわれは賛成できない。一つでもいいから、内容においてこういうことをやつた、やるのだというのを明らかにしてもらいたい、こういうふうに思ふわけですが、くだいように御質問しておられますが、何らかのわれわれの事も、われわれの代表する声も一つ聞いてもらつて、最後に私はもう一つお伺いしたいのですが、今公社の共済組合の問題が出ておりますから、これに對して大臣の所感を一つ承わつ

ておきます。
○國務大臣(三木武夫) 公社の職員が恩給の適用を受けておる人と、そうでない人とがあつて、これがいろいろな点でアンバランスになつてゐる、これを一律にしたいという考へ方はあるわけでございます。しかしこの影響は一般国家公務員にも影響するわけでございます。まして、まあ公共企業体は国家公務員とは別だという建前にはなつておりますけれども、これは性質上よく似ておるわけでございますので、全般の恩給、公務員の恩給制度ともならみ合さなければならぬので、これは議員提出の法案としてお出しになつておるようでございますので、まあ政府としては全般の問題とにらみ合せて問題の検討をいたしておる途中でございます。今從つて政府の見解として、この議員提出の法案に對して賛否を申し上げる段階になつていないのでございませう。
○木島虎藏君 提案者島山さんにお尋ねしたいのですが、今度のこの案を提案されたときに、先ほどの提案理由を聞いておられますと、日本の自然的な観光資源を大いに紹介するというお話があつたようですが、諸外国で見ますと、いろいろな観光設備をしまして、たとえば観光場と申しますか、あるいは娯樂場と申しますか、そういうものを特にならして外客を誘致するやうな、ポルトガルのリスボンの郊外でもやつておられますし、それからその他イタリヤとか、方々でやつておられますが、そういうことまで考へになつて提案されたのですか、どうですか、その点一つ……。

ねにつきまして、私として考へないことはございせんが、先ほど来申し上げております通り、日本の観光政策というものがあまり貧弱なために、これを何とか一歩推進したいためにこの局の問題が出たのですが、ただいま木下さんから御質問がございました通り、態勢が整つていないのじやないか、ごもつともであります。今お尋ねのやうなこの施設についてのお尋ねがございましたが、まず外国の例を私どもが見てみますと、あまりにも日本と外国との相違があるというところ、それからその困々によつて特長を生かした観光施設をしておられますので、一がいにこれを取り上げることはできませんが、まず終戦後の十年の形を見たときに、まず言葉でこれを答へさせていただきます。學ぶところを學んできた、しかしこの學ぶ、學ぶという言葉のうちに、もう一歩進んだ國際親善と文化の交流という点から考へたときに、観光政策の基本をもつと強力に推進したらいだらうというところであります。そのたまたま御指摘の施設でございますが、施設はもう数限りのないいろいろな考へは浮んでおりますが、まだこれぞという具体的なことを申し上げまして、ちよつとお月様に石をぶつけるやうな話で、どうも笑われるやうな形になりますので、私もどつちかといふは今申し上げることはどつちかといふと差し控へたいと考へますが、お母ねの通り、何らかここにその施設においてりつぱな日本的な、外国人があつたとするやうな観光施設ができますように私は期待をいたしておる次第でございます。

○松原一彦君 提案者に伺いますが、この法案を拜見する限りにおいて、費用も要らないし、看板も金看板になりませんが、別にこれだわらないわけでありますが、この法案の手続き及び機構の問題から考へますと、現行の国家行政組織法の一部の変更であつて、お示しの通りに部というものは本来総理府及び各省にはないのがほんとうである、当分の間仮においてある姿になつておるのでありますから、部を局にするものについてはまず當然と言つてもいい、縮小して課とする場合もありましようが、これはぜひいふん從來論じられて、やかましく論じてきた問題であります。さういふやうなことは大局から見て政府が提案すべきものだと私は思ふのです。さうでなければ行政機構というものの大きな筋道の上からして、部分的にかういふ議員提案としていじられるというところは果して妥當であるかどうか、この点の一つ。もう一つは、議員が御提案になるのは何を提案せられようとも差しつかへはありませんが、この法案が衆議院では運輸委員会において審議せられて、行政機構を審議する内閣委員会を通じていないのであります。もし運輸省のことであるからして運輸委員会が組織を論じ、かつそれを審議して部を局にするといったやうな機構にまで入るといふことになるという、御承知の通り、この対象をなす厚生省には国立公園部があるのではありません。農林省では何千人という機構を持っておるあの例の統計調査部があるのではありません。これもまあかねてやかましい問題になつておる。そのほか運輸省にもまだあるし、通商産業省の中にも部があつて、

各省の委員会がそれぞれこういうもの
を決議をして持ち出すといったような
ことが、果して日本の行政機構とい
うものの上から見て適當であるかどう
か、これは一つの特例であるのか、あ
るいは衆議院においては今後ともか
に部局の変更を、その担当の常任委員
会が今後ともお扱いになるようなこと
になっておるかどうか、参議院ではそ
ういうふうなことはすこぶる奇怪に考
えるのでありますが、この点に対する
提案者の御所見を伺いたい。

○衆議院議員(星山鶴吉君) この機構
につきましてもあまり詳しいことは存
じませんが、この局の昇格に對します
ところの衆議院の今日までの経過の概
要を率直に申し上げまして、御了解を
いただきたいと思います。先ほども
ちょっと申し上げましたが、衆議院に
觀光特別委員会を作りましたが、これ
も流産の形で終了、その後におきまし
ても觀光行政というものは一向に進行
いたしておりません、御承知の通りで
ございます。今回ははからずもこの問
題が持ち上りまして、運輸大臣もここ
におられますが、まず觀光事業は、厚
生省には国立公園部があり、また運輸
省にも觀光部があり、また通産その他
にもいろいろ関係の部署があるような
ふうになっておりますが、要するに所
管争いみたいな立場におかれており
ますので、これでは一つも觀光行政が
進行しないから、何らかの方法をと
りたいというので、去る運輸常任委員
会におきまして審議をいたしました、そ
れで皆さん協力されまして、それ
でまず觀光行政の一元化をはかるため
に別紙の決議をしようじゃないかとい
うので、お手元にあるか存じません

が、その決議書によって決議をいたし
たのでございます。その決議の結果に
おきまして、運輸大臣及び運輸政務次
官がこれを担当いたしました、すみや
かに関係方面の御了解を得るはずで
あったのでございまして、たまたまこ
こに、内容を申し上げてまことに恐縮
でございますが、私の聞くところでは、
運輸政務次官が民主黨の総務会に
かけましたところ、これがどうも反対
者が多かったために逆行の形になりま
して、またこれが運輸委員会へ舞戻り
まして、私もその提案者じゃあり
ません、発案者もいたしまして、この
問題を取り上げなければならぬという
な機運に追い込まれまして、不原則か
も知れませんが、提案者として
この昇格の問題を取り上げても、どう
やら取り上げていただけるのではない
か、というふうな機運が生じたため
に、これを提案いたしましたのでござい
ます。提案いたしましたのでございま
す。常任委員会に諮りました結果、常任委
員会はこの案を満場一致をもって承認を
いただいたのでございまして、この問
題が時間の関係と日にちの関係で、衆
議院の内閣委員会へお諮りするのが当
然でありました。ところが衆議院の内
閣委員会はいろいろ重要な用件が重
なっておりますので、この問題は遅れ
る、そうすると、審議未了に終る形が
あるが、それでは困るから、また要求
を申し入れましたところ、それで議
運の委員会におきまして、まあこの際
は大して大きな問題でもなし、である
から運輸常任委員会にこれをまた通戻
り審議をして、そうして参議院の方へ
送っていただくような手続をという内
輪の話ができました、それで今申し上げ

げましたように、運輸委員会に逆戻り
審議をいたしました結果におきまし
て、多数をもってこれが可決されまし
た。その翌日すぐ衆議院の本会議にこ
れを諮って可決をいたしました次第でござ
いまして、この内容の事情につきまし
ては、今申し上げましたような事情に
ございまして、多少敷衍的なことに
なっておりますのでございまして、決
してこの間におきまして変な事情はか
らんでおりません。大体衆議院にいた
しましては各部御了解をいたしました
しまして、今日の運びに至った次第でござ
います。ありのままに申し上げた次
第でございまして、御了承をいただ
きたいと思ひます。

○松原一彦君 この決議を拝見します
というかと、「かゝるが故に政府は、この
際速かに觀光機構を強化拡充し、更に
觀光行政一元化を図り、以つて觀光行
政の積極的推進をはかるべし」とい
うこの決議文を政府に突きつけてあ
るのだからして、当然政府は閣議を
もつてこの決議文に對処する方策を講
じなくちゃならぬと思ひます。それ
に政府の方からは大きな行政機構の一
部の変更を提案せず、また与黨はこれ
を否認したと今お話しになった。私は
詳しいことは知らぬのですが、と言わ
れて、そうして異例のように私には聞
かれる経過を通じてここに來ておると
いうこと、これは一つの特例と見てい
いのでございまして。將來、さつきか
ら私の心配しますのは、各省の常任
委員会がその省の機構を変更するよう
な提案をいたし、その常任委員会ごと
くにもしやるとすれば、今度は厚生省は
国立公園部を国立公園局と必ず私は要
求するような機運が動かざるを得ない

のじゃないかと思ふ。たとえば今回御
変更になる觀光部は四十四名の定員で
ありますが、厚生省の国立公園部は百
六十二名の定員を持っておりますので
あります。定員としては六十五名であり
ますけれども、その他常勤者がたくさん
おりますので、百六十二名となつてお
る。これは私はかような動かしか方によ
る御提案は特例中の特例ではないかと
思ふのでありますが、そう考へて差し
つかへございせんかどうか。今後とも
こういうふうな形をもつて各省ごとに
機構を動かして行くようなふうには衆議
院の方ではおやりになるのかどうか、
念のために伺つておきます。

○衆議院議員(星山鶴吉君) 御指摘の
点はごもつともございしますが、私と
いたしましてはさような法律的素養
が……、あまり研究しておりません
で、お答えにはなはだ敷衍的のことが
あると存じますが、今伺へば多少特例
的のような感も浮かびますので、お問
いの通り申し上げるよりほかはない
と考へます。

○松原一彦君 三木運輸大臣に國務大
臣としてお尋ね申すことは私は遠慮し
ます。と言ふのは、それはお困りにな
るだらうと思ふ、この問題をここで御
答弁になることは……でありますか
ら、私はその内容を言つておるのじゃ
ないものであります。手続の問題であり
ますので、そこで川島行政管理局の長
官の御出席によつて、政府の御同意を
求めて、しかるのちにわれわれは賛否
を決したいと思ひます。一つ川島長官
の御出席を求めます。お差しつかえが
あつたら、次の機会にでも……。

○委員長(新谷實三郎君) 本日は川島
長官の出席を求めましたが、衆議院で
関係法律案の審議をしておられるの
で、きょうは出席できないということ
でございまして。

○松原一彦君 では次の機会に……。

○千葉信君 私はこの際三木さんにお
尋ねしておきたい。お尋ね申し上げた
いは、先ほど長島君の方から提案者
に對して質問をいたしました問題に關連を
してあります。先ほどの提案者の御説
明を聞いておりますと、政府の財政緊
縮方針等も考慮し、今回の法律の提案
に當つては、特に予算等もこの提案に
よつて増額されるようなことのないよ
うに考慮してある。従つてまた人員の
点でも、現在の定員でそのまゝ觀光部
を觀光局に昇格させるだけだ。一方、
そういう説明でありながら、日本にお
ける觀光事業に伴うところの富強と言
いますか、外貨の獲得と言ひますか、
觀光事業審議会の想定によつても、昭
和三十三年にはほとんど倍近い収益
だ、まあこういうお説なんですよ。と
ろでこの法律案の提案の趣旨によるや
り方で行きますと、予算もふやさない
れば、定員も増さない。一体これに對
しては運輸省はこの法律案が通つた場
合、差しあたつてはこの法律案の趣旨
の通り、まあ予算も伴わないし、人も
当分はそのまゝという格好になる。も
しそれを運輸省で、運輸省限りで定員
の差し繰りを入れたりするということに
なれば、これは結論から行けば、他の
部局にそういう冗員があつたのかとい
うことになるのです。まあしかしそう
いう格好でこの法律が提案理由の説明
をされて、そのまゝのみにして通し
たということになれば、これは問題が
残ると思ひます。どうしてかという

と、かりに政府の方で行政等についてはなるべく膨張を避けるという一般方針はわかりませんが、しかし問題によりけりだと思ふ。こういうふうな年間に、まあこれはまだそういう事実が発生したわけではありませんが、昭和三十三年には二百五十億円の収益をあげることをできるという観光事業、従つてその観光行政等は相当重視されておる。そういうことになりまふと、問題によりけりで、こういう問題については一般的な行政費の圧縮などと関連せず、やはり問題ごとに重点的に人員も配置しなければならぬ。そしてまた先ほど観光ボスターの話がありましたが、まあこういうボスターの話も一例ですが、これは観光協会であるか、あるいは運輸省でやりになるか別として、そういう点にある程度の予算をやはり計上するという方策をとるということが、国にとつてもいいことになる、こういうことにならうと思ふのですが、従つて今直ちにどうしろ、こうしろということじゃない。この際この法律が通過したのちにおける将来の運輸省の方針ですね。予算の点もしくは機械の点、人員の点等について、この際通過した場合の御覚悟のほどをお伺いしたい。

○国務大臣(三木武夫君) もしこの設置法の一部改正案が通過いたしますれば、そういうことに実施せざるを得ないわけでありまふ。しかし本年の予算はすでに通過しておるわけではございませんから、本年度の予算では、あるいは定員をふやしましたりするようなことはできないわけでありまふ。しかしこれが私はやはり観光事業というものは単に、まあ外貨の収入のみならず、

文化交流の面からも重視をして行くことが平和に通ずる一つの政治のあり方である。まあこういう点で力を入れて行かなければならぬと考へておりますから、明年以後の予算は拡充をしたという考へ方でございます。人員等この点は考へておりませんが、しかし必要があればそういうことも起り得ると思ふのでございませう。

○委員(新谷實三郎君) 連記をとめて下さい。

○委員(新谷實三郎君) 連記を始めて下さい。

午後一時半まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員(新谷實三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院第二号)、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院第二号)を一括して議題といたします。

本日は大久保国務大臣が御出席でありまふが、参議院の予算委員会の方で大久保国務大臣の出席要求がありまふので、大体四時頃まで大久保国務大臣に対する質疑をしていただきますと思ひます。四時になったら大久保国務大臣は予算委員会の方に出なければならぬのでございませうから、御了承願ひます。

○木下源吾君 この場合大久保給与大臣に一つ……今給与に關してこの委員会に付託になつてゐる石炭手当の免税だとか、薪炭手当の何とかそういう

の付託になつて審議してゐるのです。これはまあ一部地方的の問題であります。そういうことで今でなくとも私はお聞きしようと思つてゐるのです。が、実は今給与体系というのか、給与制度について審議会でやつておる。私の問題点は特殊なところで勤務しておるものに対する給与です。従来、元樺太は、日本領土であつたときは御承知の通り増俸八割です。これは何のためということは、今のうちに科学的だとか、何とかいう研究じゃないんだ。その當時はとにかくそれくらいやらなければ行かぬやうな役人は……それはまた寒い寒いしね、中央の文化と非常に離れておるやうな、そういういろいろのことで八割増俸だつたもので、それで今度北海道ですが、御承知のように北海道といふ寒いことの代表になつておる。今でも北海道でも根室の地方だとか、あるいは北見の奥だとか、こういう所には全く行きたがらぬです。たとえばサケ、マス、鱈化場というやうな所はクマと取組むやうな所ですから、こういう所へは行きたがらぬ。そこでああいう特殊な所、寒くて衣食住に對しても特に生活がよいに要するわけですね。なかなか寒いことに對しては石炭で暖を取らんければならぬ。冬やつて行けない。で、石炭手当の法律二百号、あれは当時私が中心になつて法律を何して皆さんにお願ひして成立させていたんだが、あの石炭という燃料は北海道では実に生活の一部なんです。戦争中に非常に石炭が不足で、政府が石炭を非常に大切に尊重しておつたときでも、石炭の配給を特に北海道には百五十万トンとか、百八十万トンとかい

う配給量を別ワで確保しまして、そうして一戸当り一トンとか、一トン半とか、二トンとかいう配給制度をやつておつた。これらを見てもいかに寒地における暖房用の生活に必要であるかはもう明らかである、そのほかいろいろ寒い学校の生徒の通学においても、とうてい普通の靴などではだめなんです。かたがた生活には非常に余分のものかかるので、給与の面で北海道に對する給与を別に一つ今度の給与体系を整備に際して、北海道といふものに対する別の在勤手当と言ひますか、かつて樺太の公務員に對して、そのころは官吏ですか、その官吏に對して行なつたやうに、何は余計かかるとか、何とか計算をせんければならぬが、そうでなければ樺太に行つて勤務する者はおらなかつた、いやだと言つて行かなくなつた、それが限界です、樺太八割の増俸は……そういう意味で何とか北海道の公務員に對して一つ給与体系を整備されるときに、今いろいろ御調査になつておると言ひますが、その点を一つやつてもらうと思ひがあるかないかというより、やつてもらいたいのです。そういうことをぜひ一つ何していただければ、今のやうな問題、石炭手当とか、薪炭手当とか、いろいろやうな問題を、複雑と思はれるやうなものが解消するのじやないかと、こういうふうな考へておるわけですね。もちろんそれにしても薪炭のところがあつた、それよりももっといいところもある、いろいろ複雑な面もあるけれども、とにかく海を隔てた北海道としての給与に對して、制度として一つ何か考へる必要があるのじやないかと、こう思ふのです。が、これに對してあなたは北海道開闢

庁長官でもありませんし、かたがた一つ御所見を伺つておくにいい機会だと思ひまして、はなはだほかの方に御迷惑であります、一つお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 給与の問題が山積みですが、給与は前にも申し上げたかと存じますが、手当が今日の制度においては九つか、十あるのです。非常に複雑をきわめてゐるので、これをもう少し簡素化して数を少くしたらいふことが問題だ、減らさぬやうにして簡素化したらいふことが台頭しておるやうで、おそろくそういう方向に向つて進むことと思ふのでありますが、北海道は特殊地域であるといふことは、これは単に公務員ばかりではありません。北海道の住民の薪炭手当の問題についての減免の問題も起つております。この点は十分考慮しなければならぬと考へております。

○木下源吾君 そういふ考へは北海道にとつては非常にありがたいのですが、私のお尋ねしておるのは、今いろいろ給与に關すること審議会等を経て政府が簡素化するといふ考へを持っておるやうであるから、その機会において、北海道の特殊性にかんがみて北海道の給与を特に考へてもらへるかどうかと、こういうことをお尋ねしておるわけでありまふ、これを考へてもらへるといふことになりまふけれども、われわれもまた御協力申し上げて、一つ北海道の給与といふものについて、この考へておるわけでありまふ。

○国務大臣(大久保留次郎君) ただいま申しました通り、北海道が特殊地域

ですが。

○野本吉吉 これはまあ見解の相違というように工合になってきておるのですが、ここに私は大きな問題があるというところだけを自信を持って指摘しておきたいと思ひます。それからもう一つお伺いします。さつき私は恩給局長さんから出たから申すのです。これは言うつもりじゃなかったのですが、軍人の場合に、同じ中尉でもその間にたくさん段階があつて、そこへ行くまでに相当の時間がかかる、と言いますのは、それはかつて軍人に対する給与と文官に対する給与とで著しい相違のあつたときの事実があるわけですが、私は軍人の増俸で当分給というのがあつたということを聞かない。ところが一般公務員の増俸は、五円上げるのを三年ぐらひかけて当分何円、当分何円と、こういうのがあつた。軍人に当分給というのがあつたということ私は真摯に聞いておらないので、増俸その他の問題につきまして、いろいろの御意見はこれは別といたしまして、そういうお話がありましたから、文官には当分給があつたけれども、そうしてそれが非常に悪用されたけれども、軍人にはそういうものがなかったというところだけをこゝで一つ申し上げておきます。それから次にお伺いしたいと思ひますのは、これは衆議院からの付帯決議の問題ですが、衆議院で軍人の恩給の改正をします場合に、昭和二十三年の六月を境とした古いものと新しいものと非常なアンバランスを急速に調整しなければいけないという付帯決議がついておるわけですが、この付帯決議につきましては、政府当局及び恩給局の事務当局もこれをはつきりと

承認されておるのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大久保寛次郎君) ただいまお尋ねの付帯決議の問題であります。これは実はこの恩給法の改正は、衆議院の内閣委員会にかかりましたときに、委員の各位からこの問題について質問が出ました。で、一応二十三年六月三十日以前と以後の問題については、二十七年でしたか、法律によつて多少是正されたけれども、まだどうも多少問題が残つておるという話でありました。そこで、最後にこの案をきめますときに、これは各派を超越して各党ともこの付帯決議をつけようとするに賛成であつたのであります。そうして委員会におきましても、この決議は全会一致と言ひますか、に到達しておるような次第でございます。その際も私は賛同の意思を表しました。なおまた本会議におきましても、これまたこの決議は全会一致をもつて通つておるというような形でありまして、決議としてはまことに尊重すべき決議であると考えられます。私はこの決議がつけられました以上は、この決議の趣旨に賛成いたしました。なるべく早く、二十三年六月三十日以前と以後の恩給を給付されておる人のごときを言ひますか、それについて研究をして、でこぼこは是正することに十分努力いたしたいという考えを持つております。私の考えをはつきりこの際申し上げておきたいと存じます。

○野本吉吉 実は私の手元へ、つい最近ですが、これは偶然にも恩給局長のおひき元であります、御出身地であります佐賀県で千二百二十八人の古い恩給受給者と、それから五百四十六人の二十三年六月以後の退職者につきましては克明な調査をした資料が、ちょうどこのう私の手に入ったわけでございます。これを見ますと、いふやういふようになります。この不均衡の、理屈はいふにしましても、大きな問題として考えなければならぬという具体的な事実が目の前に出てきておるわけですね。まあ一つの例を申しますと、二十三年の六月以前の退職者といふものは、千二百二十八人中の八八%までが仮定俸の十五万円前後のところにおる。それからその後の退職者といふものは五百四十六人中の四百三十八人まで二十万円から三十五万円のところにゐるということなんです。この事實は、これは理屈はどうあろうとも、これでいいというわけにはいかない。それからもう一つ、古くやめた人等は大体年齢的に見まして、一般公務員とすれば少くも二十五年、三十年、三十五年勤めてやめた人が相当あるわけなんです。で、現在六十五歳あるいは七十歳というやうな高齢者が多いわけですね。そうすると、経済的な能力の補てんという考え方がすれば、この辺の人の経済能力というものは何もないので、ゼロなんです。従つてこれらの階層の人に対しては、あなたか便法をもつてやらなければならぬということでは、これは当然だと思ひますが、従来この点につきましては、いろいろと政府でも御心配下さつておつたのが、事務当局としての局長さんには、またいろいろの御意見もあるかもしれませんが、かような事実の存在しておるというところ、この存在する事実に対して何らか対処すべきであるというふうなお考えをお持ちであるかどうか

も、この際をはつきり私お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今、大久保国務大臣から御答弁がございましたように、衆議院におきまします付帯決議につきましては、大臣のお考えの御趣旨を体しまして、私といたしましては十分に調査検討いたしました。調査検討の結果を待つて、具体的な適切な措置を講ぜられるように意見を具申したいと思つておるわけでございます。野本委員御承知のように、この問題につきましてはいろいろむずかしい問題がございますのでございますが、私といたしましては、できる限りの努力をいたしまして、この問題の解決に努力を傾けたいと思つておりますが、今ここにはつきり、こういうふうな解決の案がございまして、今佐賀県の場合を言つて具体的なお話しでございまして、そういうやうな資料がございましたらば、おそれ入りますが、私の方にいただかしていただきますれば、十分に検討いたします。そして、そうして適切な案を立てるやうに努力いたしたいと思つておるのでございます。

○野本吉吉 これは大臣に一応私の方から申し上げておきたいと思ひますが、今までのこの問題がどう処理されておつたかというところの経過を、多分御申し上げておきますけれども、一応時の恩給受給者は平均月額三十円そこそこ、あのインフレーションの中で生活してゐるというところ、この苦しい生活を見ておることができませんので、ちやうど先輩の松原さん等と、私もはこれらの問題を何とか考えてやらなくちゃならないというのでやりましたのが、そもそも恩給に關係して参りました元であるわけですね。ところが二十三年の六月に俸給が改訂され、七月から三千七百円ベースになったのであります。が、実際に恩給が改訂支給されましたのは十月であるわけですね。次に六千三百円ベースのときも、約一カ年間という間変えなかつた。八千円ベースのときと一万円ベースに切りかえられたときは、この主張の正当性を政府も国会も認められまして、政府提案としてこの問題が処理されてきた。その後のベース改訂等がありまして、が、いつも一年、二年とおくれてきた場合に、これはまあいろいろの間がやがましきやうな事情があるのですが、今度はすでに一万五千円ベースが実施されました。二年近くなるわけですが、依然として一万二千円ベースにおかれ、しかもその一万二千円ベースの中に古いものが、ちやうど谷底に落ちたやうな状態になって、大ぜいの年とつた公務員の諸君が呻吟してゐる。それが実情であるわけですね。大臣がこの問題について急遽に何とか措置されようとする御誠意に對しまして、私は心から敬意を払ふ次第でございますが、そこで急遽といふところ、いつからというところになります。ところが、ここに逃げ場が相当あります。ところが、この問題はいろいろ総合して考えてみますと、いふやうな、なるべく早くというやうなことで、甘く考えられておりますことを許されるやうな問題ではないと思ひますので、さらに大臣の一つ御決心をお伺いしたい。

前提として考えますならば、必ずしも不均衡があるとは申されません。これにつきましてもいろいろまた議論があることだろうと思いますが、ですからこの問題は、不均衡というものを非常に厳格に考えるかどうかという点にも相なるかと思うのです。私が申し上げましたのは、そういうような問題があるのをごさいますからして、均衡はとれておると思っておりますけれども、俗な言葉で申しますと、辛いところがあるては是正すべき点がある、私はこういうゆとりのある考え方を持っていますから、かかる考えで申し上げたのが一つであります。

それからもう一つ、かからぬいかにというお話であります、御承知のように、恩給には恩給局長の裁定する恩給と都道府県知事の裁定する恩給があるという事は御承知の通りだと思ひます。都道府県知事の裁定する恩給について考えますと、この問題は大きく分けて来ていると思ひます。都道府県知事の裁定する恩給につきましても、これが一体どういふふうな状況になつてゐるかという点につきましても、都道府県知事の裁定の統計資料を収集しなければなりません。これはなかなか困難な状況にあるのであります。今ここで野本委員の仰せられましたのは、これは佐賀県の例でございまして、佐賀県の例が全国共通のものであるかと言ひます、私は必ずしもそうは言えないのじやないかと思ひます。事情が県によつて違ひます。そうしますと、地方各府県全部をならして、何か平均的なものを見出さなければならぬ

ことになりまゝ。これにはなかなか大がかりな調査を要することと思ひます。そういうことであると思ひますれば、担当の調査研究をしなければ結論はなかなか出て来ないのじやないかと思ひます。私はこの問題につきましても、いつぞやこの委員会でも申し上げたのでございしますが、いわゆる公務員の俸給が引き上げられる、いわゆる俗な言葉で言ひますと、ベース・アップと申しますが、ベース・アップに伴うところの増額の問題につきましても、大体解決しやすいのであります。ところが公務員の処遇がいろいろな点で改善されてきておられます。処遇の改善された人と改善されていない人の間に開ける恩給に差が出てきておられます。そういう問題の解決が非常に困難をきわめてきてゐる問題でございします。そういうことになりまゝで、なかなか困難なことになりまゝで、私は非常にむづかしい問題じやないかというところを前提といたしまして、ゆとりのある答弁をいたした次第でございします。

○加瀬完君 私の指摘したいのは、たとえば高橋さんが御提案の説明でなさいましたような、こういう法律の一部改正が出て参る、そうなる参りますと、これは政府提案ではありまゝから、提案者の立場によりまして、恩給全体から見ての公平ということよりは、ある点にウェイトがかかるという事は、当然そこにかけての法律なんですから、そういう結果が生ずるは当然だと思ひます。そこはそういう場合に、結局立案の前提において、恩給局なり、あるいはその他において、そういうふうな条文になりますと、こういう

うふうな他との均衡を失するといったようなことをせられては、恩給を改正して行くたびに、他の恩給受給者との間のでこぼこというものは当然生まれてくる傾向が生ずると思ひます。そうであれば、恩給局は恩給の事態を調査することが主たる任務ではないのでございまして、どうしても、都道府県知事の裁定の分であらうとも何であらうとも、現状において支給されている恩給というものは実態をつかめるわけですから、もう少し資料を十二分に収集しておかれまして、この問題についてはこういう問題が生ずるのだ、この問題についての不均衡と言へばこの点だ、しかしこれは、こういうふうなすれば解決できるといった具体的なものを持つておらなくては、私はどうも恩給局としての恩給体系の、給与体系の公平を期するといふことがちよつとむづかしくなつてくるのではないかと、一つ一つの疑問を持つたのであります。

○政府委員(三橋則雄君) 今度のこの法案が成立しました場合におきましては、旧軍人の方々の恩給が増額されることになりまゝで、この法案が通つて旧軍人関係の恩給が増額されることによりまして、ほかの文官関係の恩給に好ましからざる影響を及ぼして、そうして恩給全体として不釣り合いになつていふようなことは考へておりません。

しては、文官恩給の受給者にもこういう点を直してもらいたいところがあるのだ、こういう点の希望があるのだということをそれぞれ持つてゐると思ひます。たとえ今、野本委員の指摘いたしましたような点にいたしましては………、そういたしまして、一応軍人恩給にしまして、旧軍人恩給というものを取り上げるなら、文官の受給者側にとりましては、自分たちの問題になつてゐる点をあわせて何か考へてもならぬないかという希望が出てくるのは当然だと思ひます。そういう点ですね。この旧軍人恩給の一部改正をする方々は、そこを考へる必要もなければ、また考へられない問題かも知れない。しかし恩給局としては、こういう問題が出ますれば、文官恩給の面では、こういう点がまだ解決されないでゐるか、あの点が当然出てくるのではないかと、あの点を当然持たれていふと思ひます。ただ、野本委員の御指摘のような点は、恩給局長はそれはこの場合考へる必要はない、こういうことなのかといふことなんです。

○衆議院議員(高橋等君) ちよつと私からお答へをしておきたいと思ひます、提案者はそこを問題で考へなかつたかといふ事、そうではない、あなたの方の立場としては………、そう言われるから申し上げたので、全般にわたつての問題を考慮の上で答へておられます。なお御質問があれは………。

つかみ得ないでゐるのです。今お話のきちんとした具体的なものをつかみ得ますならば、私としてはその対策を講ずることにつきましてもやぶさかではないのであります。

○加瀬完君 恩給局の仕事に立ち入つて何うのであります、ただ支給することだけなんですか。それとも恩給給与体系というものの不公平、あるいは不満、あるいは希望、こういうものに對しての調査研究といふのは全然なさらないでよろしいのですか。

○政府委員(三橋則雄君) そんなことはございせん。

○加瀬完君 そうであれば、今のような問題は、恩給局として、もう少しあつたと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の問題につきましても、いろいろ問題があるといふことを耳にしまするたびに、いろいろ研究はしておりますけれども、その結論的な確信を得ておりません、こういうことを申し上げてゐるのでございまして、それでいろいろの点につきましても、具体的に何かお氣づきのことがありますなら承知いたしますと、こういうことを申し上げてゐるわけでありまゝ。

○松原一彦君 関連して伺ひますが、恩給局長に何うのですが、恩給局長は専門家であつて、この問題の発生当時から今日までの経過はもう一番日本でも詳しく知つておいでになる。しかも局長はこのベース・アップが六回行われた間において、昭和二十五年の一月一日のときと、昭和二十八年の一月一日のとき、二回は非常な努力をもつて、単なるベース・アップに伴うスラ

イド・アップでなく、不均衡是正を加味したる改訂をやっておられる。だから今聞いておると言われますけれども、聞いておるのではなくて、はつきり認識を私にしておられるものと確信しておる、そのために、ベイス・アップのあるたびごとに非常な苦勞をもつて調整をはかつてきたが追いつかないというのが現実である。そこで今度の軍人恩給が、文官恩給を基準として一万二千元ベイスに上げられたというそのことについては、いろいろ議論があるが、それは除いて、一万二千元ベイスに上げられた基準となるものは、昭和二十三年七月一日以後の文官であつて、その昭和二十三年七月一日以後の文官が基準であることに議論はあつても、一応その線に軍人のベイスを一致させ、そうして今まで若干の格下げになつておつたと称するものを是正して均衡を取らせようということになった。これはまあ愚案者も御説明になった通りであります。ところがそうなるという、文官の中の二十三年の六月三十日以前、恩給局長が二回にわたつて是正しようとせられた対象の人の恩給は、今度の軍人恩給よりもぐつと下回らざるを得ない。これはもう最近における常識であつて、衆参両院の議員諸君があらゆる世評や、事実や、実態調査等から認められ、三橋恩給局長も聞いておるではない、はつきり実態を把握しておいてになる。ただそこに議論のあるのは、いかなる類がそれに一番適當であるかについては議論がある。ごく古い、ほとんど昭和十年代にやめたような人、二十年前後にやめたようなもの等の間には、なおいろいろ議論があるから、その類につ

いては考慮を要する点があるにしましても、数カ月からなければその結論が出ないというはずのものではないと思ふのでありますからして、せつかく提案者もそう言つておられる、大久保國務相も、極力調査ができれば明年度の予算にも計上する、要求すると言つておられるのだから、そうなる責任は三橋恩給局長に帰することになる。私は数カ月を要しなければ結論が出ないということは、この際ないだらうと確信しております。どうか努力して、せつかく文武の均衡を一応頭をそろえようというときに、一部の陥没があることは私は許されぬと思う。このことについては数カ月を要するなどという言葉を言われぬで、資料は日本退職公務員連盟の方には山ほど集まつておるのではありませんか、そういうものをば取り寄せになつて御決定の上に、大久保國務相にも希望いたしますが、どうか衆参両院の議員が一致して、だれ一人反対のないこの要求に対しては、その実現に対してかたい決意をもつてどうかお取り計らいをお願いしたいということを希望いたします。おきま

は、今、恩給局長が調査は容易でない、各府県の事情をどう調べるのか容易でないといふことをおっしゃいました。が、もし必要とされますならば、調査の形式、内容等をもちらで考え下すつて、そうして全国都道府県のこれらの問題についての強い要求を持つておられるの中には、かつて県庁で恩給事務を担当しておつた者もある、かつて役所でこういうことに關係しておつた者もありますから、私は恩給局長が調査しようとする項目を明示されますならば、必要に応じては各府県の事務的にたんのうなる者に集まつていただいで、恩給局長からの調査上の指導講習でも開いて、半月か二十日のうちにそういう方式によれば調査ができる、そういうことを必要とする場合におやり下さいますか、これを恩給局長に……

○政府委員(三橋則雄君) 調査の方法によりまして、必要により、場合によりましては、あるいはかつて人事院が御協力を求めましたようなことで御協力を求めるかもしれないが、その場合はよろしくお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 三橋局長に、これは大事な問題ですから、私ちよつと補足して伺いたいのですが、今、加瀬委員、それから野本委員、松原委員、いずれも同じ趣旨のことを質問しておられるのですが、大久保國務大臣の御意思もわかつたし、提案者の自由党側の御意思も少くともわかつたのですが、この決議にありますが、

を要求しているわけです。恩給局長は従来、もうすでにそれはベイス・アップされておるので低くはないのだという前提で今までこられたと思ひますが、この決議がありまして、参議院はどうなるかわかりませんが、衆議院はこの決議について今のような御答弁があつたといふことは、恩給局長自身も、二十三年六月三十日以前の給与といふものは、これは低いのだという事実をお認めになつておやりになるのかどうか。そうならざるを得ないので、が、やはり従来のように低くはないのだというお考えで進まれると、非常にこの決議の趣旨とは違つてくるのです。この点はこれは事務当局ですから、そういうことは万あるまいと思ふのですが、低いといふ事実をあなたはやはりお認めになつて今後の作業を進めて行かれるかどうか、この点はこゝではつきりしていただきたいと思ふ。

○政府委員(三橋則雄君) その点につきましては、私前の内閣委員会におきまして、不均衡の問題について所信を述べたと思ひますが、また先ほどちよつと触れましたのでございまして、二つの面から考へて行かなければならぬものがあると思ふのであります。その一つは、非常に大ざつばなものの言ひ方でございしますが、先ほど申し上げましたように、公務員のいわゆる恩給のベイス・アップに伴う恩給の増額といふふうな点の問題でございす。それからもう一つは、一般の公務員の中である特殊の公務、ある職種にあるところの公務員は特に処遇が改善される、こういうふうな場合があるの

でございす。その処遇改善の恩恵に浴したものと、それから処遇改善の恩恵に浴しないで退職したものとを比較いたしますれば、その恩恵に浴してやめた人の恩給といふものは、浴しないでおる人の恩給と比較してよくないです。そこで今度このいわゆる不均衡是正の問題を私ども考えます場合に、おいて、その処遇改善の恩恵に浴した人と同様に恩給を増額しよう、こういうふうな見地に立つて考えますならば、これは一つの見解かも知れませんが、なかなかむずかしい問題だと思ふのです。今度の衆議院の付帯決議が、そういうことを考へられておるかどうか、これは私はまだはつきり存じておりません、その点は……それからその次の問題は、いわゆるベイス・アップに伴う恩給の増額の問題でございす。これにつきましては、先ほど私から申し上げましたように、昭和二十七年、いわゆる不均衡是正の法律によつて一応の解決を見ておるのでございすけれども、その対応恩給の作り方の点につきまして、なお是正を要する点があるとするならば、それは改めまして、その点において若干低く、改むべき点がある、こういう前提についての話であるとするならば、あの対応恩給が作られておるときから、すでに上の方は低くなつておるというは事実なんです。あのときの経過から見まして、低いことは事実なんです。しかし全般的に、対応恩給の作り方が低くなつて、是正すべき点があるかどうかにつきましては、なお考へなければならな

ますと、当時の事情は全くおつしやつた通りでございます。全く野本先生の、おつしやる通りでございます。

○野本品吉君 この問題は非常に大きな問題でありますから、恩給局長及び大臣もこの問題について熱心にお考へ下すつておるといふお氣持は十分わかつておりますが、私はさらに私の考へ方を整へまして、次の機会にさらにこの点を明確にいたしたいと思ひます。

それからもう一つこの法案について御質問申し上げます。第二十九条の中に公務のため負傷し、又は疾病にかつた場合と同視することを相当と認めたときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかつたものとみなし、その者又はその遺族に対し相當の恩給を給するものとする。」ここでもこの相当と認めるという認定の基準はどういうところにあるのですか。

○衆議院議員(高橋等君) 条文のこまかい点は、一つ法制局から説明をお聞き願ひます。

○政府委員(三橋則雄君) これは「公務のために負傷し、又は疾病にかつた場合」ではございませんので、嚴格格に言いますと、そうではございません。なので、従つて公務のための傷病、疾病と同視することを相当と認定しなければ、公務扶助料と同額の扶助料を出すことは困難ではないか、こういうふうなことからいたしまして、どうしても裁定庁において一応相当と認定する、その認定の余地を与える必要があるんではなからうか、こういうことかからしてそのようにいたしましたのであります。この案が練られるときにいろいろい

私も相談にあずかりました。そのときこの裁定が同視することを相当と認めるというのを抜きにして、公務のための傷病恩給を給する、こういうふうにして書いてしまったらという意見もないういふ行き過ぎじゃなからうか、これにされたのであります。

○野本吉吉君 そこで相当と認めるといふことの前に、「自己の責に帰すること」ができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合」ということがありますが、これは「自己の責に帰すること」ができない事由」というのはそれが認められるのですか。

○政府委員(三橋則雄君) この「自己の責に帰すること」ができない事由」といふことの法文の用字例の問題になるのであります。これは援護法の場合に初めて使われております。そこで援護法の用字例に従ひましてこういうふうな字句を使ったのでございまして、公務のために云々と、こう書くべきところでは、拘禁中のこととありますから書けないのです。そうしますと、どういふ場合に限定してこの規定を設けるかというところになってくるわけでございます。そこで第一段といたしまして、「自己の責に帰すること」ができない」といふことでしほつて、その次にはこれを裁定庁において公務のための傷病と同視することを認めた場合としほつて、こういうふうな二段階のしほり方をしてその規定を設けることにしたのでございます。

○野本吉吉君 そうすると、結局これをよく考へて行きますと、大体旧軍人軍属その他に對しましては、もう無条件にこういう認定をするというところと内容的には同じだというふうな考えられるのでございましょうか。

○政府委員(三橋則雄君) 法律の条文から言いますと、こういう字句を使っておりますから、法律的には無条件といふことは言い得ないのでございまして、私がこの案のできまする際に、拘禁中において公務傷病にかかった人はどのくらいあるかということをお調べしましたところによりますと、そうおちやに多い数ではありません。ほんとうに自分の故意、過失から傷病にかかったといふ人はありませんから、結局は拘禁所に入つておつた人で、作業で傷病になつた人には、全部公務のために傷病、疾病にかつた場合と同じような恩給が行くようなことになるのじゃないかと考へております。

○野本吉吉君 もう一つは、拘禁中の期間といふものは恩給の年限に通算するといふことですね。そこで私の、まあ普通の常識として考へますことは、かつて戦争中、県等におきまする有能な行政官、事務系統あるいは教育系統、それらの人たちが南方の行政官として皆勤員された。ところがその勤員されまして有能な内地の一般の公務員といふものの司政官としての外地勤務が在職年数に通算されておらぬと思ふのですが、これは間違ひですか。

○政府委員(三橋則雄君) 司政官の在職年数はすべて通算しないのではなくして、ある一定の制限、御承知の通り軍人と同じような一定の制限のもとに通算することになっております。

○野本吉吉君 これはまあ決して私は拘禁されておる人を犯罪人扱いしたい気持はそうないのですけれども、かつての戦争指導者として、国民感情から言へば、相当考へさせられておる人たちの拘禁中の期間といふものが通算される。一方内地におきさえすれば満足に勤続できて、そして有能な行政官として退職するときに恩給がもらえた。

○政府委員(三橋則雄君) ちょっと最後のところをもう一度……

○野本吉吉君 司政官として一カ年在職しておつた、外地で……内地におればそれはずっと継続して恩給になつたのです。ところが司政官として在職期間が通算されないことによつて恩給権が生じないといふような気の毒な人ができるのではないかと、このことをおそれるのですが、そういうことはありますか。

○政府委員(三橋則雄君) 司政官の場合におきましては、司政官の在職年がまん中にあり、前後に文官の在職年がある場合には、その場合におきましては、その司政官の在職年が短かくても通算される。恩給の在職年数に算入されておるのであります。ただ御承知のように、軍の履歴整理が十分にできていない、軍の人事記録が十分整っていないといふことも一つの理由とされまして、先ほど御説明申し上げましたように、司政官の在職年の取扱ひにつきまして、軍人と同様に一定の制限が今までつけられておつたのは事実でございまして、そこで今のお話のように、在職年が切れて、司政官だけ一年しかなかったといふような場合におきましては、今、野本委員の仰せられるようなことも出てくると思ひます。

○野本吉吉君 そういふ人たちに對する救済の措置といふものが、これは当然考へられてしかるべきだと思うのです。いかがでしょうか。

○政府委員(三橋則雄君) それは当然今後改善をして行くべき問題の一つだろうと私は思つております。

○野本吉吉君 さらにも同じようなことであります。私はあの退職公務員の人たち、それからその他にもあるのですが、非常にお気の毒な人はもう一つ特高関係の警察の人です。その特高関係の警察の人をあつて指揮しておりました上局の人は免れておる。不幸にして終戦当時特高におつたがゆえをもちて非常な不利な待遇を受けておる者がある。これらの者に対して当然考慮が払われるべきだと思ひますが、恩給局長どうお考へになりますか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の不利益な取扱ひを受けておる、それをどうするかといふことの御質問でございまして、この不利益といふのは、私今ちよつと頭に浮んだところでは、追放解除されたときにおける恩給の取扱ひにつきまして、一時金を受けた人について、追放になったときの恩給が解除のときに幾らに増額され、幾らの恩給になつたかを想定して、つまり多くなつ

た恩給を想定して、それを前提として一時恩給の金額を計算して恩給を支給されるべきであつたのかかわらず、追放になった当時の、すなわち恩給支給の水準の低かつた当時のその恩給を前提として、一時恩給の金額を計算して一時恩給が払われてゐるが、これは追放解除のときの恩給としては階ではなかったか、こういう御趣旨の質問ではなかったかと思ひます。

○野本吉吉君 その当時におきましてGHQとの問題に關しまして折衝に當つたのであります。確かにその当時におきましては、私も野本委員と同じような氣持を持たないでもなかつたのであります。その当時GHQのいろいろな關係からいたしまして、追放当時における恩給の支払ひを止められておつたといふ見地からして、その金だけの支払ひが許された、こういうことで、追放当時における少い恩給を基礎といたしまして恩給金額を計算して、言ひかえしますと、追放当時におつたから一時恩給の金を、後刻相当年数たつたから支払われたといふことになつたのであります。確かにこの問題につきましては、野本委員の仰せられるような氣も一応しんではないのでございまして、何と申しまして、これは数年前に一応その当時の情勢において片をつ

けられてしまつた問題でございまして、理するところがどうにかつてしまつては非常に疑問を持っておりますので、いろいろの問題がございまして、いろいろの問題を取り上げるといふ、かりにこういう問題をとり上げるといふ、合して取り上げなければいけない問題

になるのではなからうか、そういうような見地からいたしまして、私たちがいたしましては、占領下において処理をしてしまった問題として、一応今日までは見送ったような形でござい

【委員長退席、理事宮田重文君着席】

○野本品吉君 ここにもやはり一応の考慮を払わなければならない問題があるということはお認めになっておるようでございますから、私も全くその必要を感じて、特にそういうことを私が申しますのは、その下級の特高警察の人たちを指揮しておりました人たちがほとんど無傷でこういう点が抜かれておって、現場におつて特高をやつておつたからということだけで気の毒な人ができてゐるので、まあ一応今そういうことを申し上げた。

それからもう一つ、これは大へん意地の悪いような質問であります、ちよつとお聞きしたい。これは今度の改正案で、大將、中將、少將は二階級二号俸上げた。その次は三号俸だ、ということですが、大將の二号俸増は恩給実額としてどれくらい増額になるか。

○政府委員(三橋則雄君) 普通恩給について申し上げますと、大將の普通恩給は現行が十六万四千八百円でございます。これは大將のかりに、こういうことは実際ないかもしませんが、最短在職年しか在職されないとして計算した金額でございます。それが今回この法律が施行されるといたしますと、今年の十月から来年の六月三十日まででは暫定的な措置がとられておりますので、二十万三千四百円、それが

来年の七月一日以後になりますと二十四万二千円になります。そこで増額額がどれくらいになるかと申しますと、来年の七月一日以後になりますと七万七千二百円、それから今年の十月一日から来年の六月三十日まででは三万八千六百円になります。でございます。

○野本品吉君 もう私ばかり伺つておつては済みませんから、一応この辺で打ち切つておこうと思ひます。

○理事(宮田重文君) 速記をとめて。
【理事宮田重文君退席、委員長着席】

午後三時五十三分速記中止

午後四時四十二分速記開始

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め。本日はこれにて散会いたします。午後四時四十三分散会

七月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は七月十五日)

七月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、山梨県梨ヶ原開拓者に駐留軍演習地の一部を返還するの請願(第一五〇五号)

一、長野県上田市の地域給に関する請願(第一五一〇号)(第一五三四号)(第一五四三三三)

一、国家公務員に対する寒冷地手当及石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願(第一五八三三)

第一五〇五号 昭和三十年七月七日受理
山梨県梨ヶ原開拓者に駐留軍演習地の一部を返還するの請願
請願者 山梨県南都留郡中野村 一、二二二 楠間徳朗 外六十二名

紹介議員 木下源吾君
山梨県梨ヶ原開拓地は、昭和二十二年三月入植以来あらゆる困苦欠乏に堪えてようやく農業基礎を確立し得たところ、昭和二十三年米軍進駐によつて既設住宅の強制立ち退き、耕地内への立ち入り禁止等の措置により、やむなく関係当局のあつ旋を得て県外転入植又は転業等とそれぞれ分散したのであるが、最近忍野忍草区民がマクネア上層部A地区の入会権を認めるとともに、換地としてマクネア下層部の当開拓団が返還したA地区をB地区に返還し、立入排作権を与えろと主張しているが、この主張は不当なものである、もしA地区がB地区に返還される可能性がある場合には第一に旧権利者である当開拓団に返還されるよう善処せられたいとの請願。

第一五一〇号 昭和三十年七月七日受理
長野県上田市の地域給に関する請願
請願者 長野県上田市川原柳町 堀寛外一名
紹介議員 棚橋小虎君
長野県上田市は、上田盆地の北部に位置し関東または東海東部から北陸を通過して関西を結ぶ際の主要地に当り産業、教育、文化の中心都市として発展しました観光、スポーツ都市として近時ますます躍進しつつあるが、当市は山

に囲まれた一小盆地に発達した都市であり、産物は少く生活必需品のほとんどを他県から移入するため、諸物価は高く公務員の生活は困窮を極めていから、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第一五三四号 昭和三十年七月八日受理
長野県上田市の地域給に関する請願
請願者 長野県上田市川原柳町 長野県養蚕試験場上田支場内 井沢喜三外一名
紹介議員 棚橋小虎君
この請願の趣旨は、第一五一〇号と同じである。

第一五四三三 昭和三十年七月九日受理
長野県上田市の地域給に関する請願
請願者 長野県上田市川原柳町 上田市教職員組合内 吉池許由外一名
紹介議員 棚橋小虎君
この請願の趣旨は、第一五一〇号と同じである。

第一五八三三 昭和三十年七月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市東浦滋賀県内滋賀寒冷地給対策委員会内 村上立勢
紹介議員 村上立勢君
昭和二十四年法律第二百号国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支

給に関する法律が公布され、国家公務員に対し寒冷地手当及び石炭手当が支給されてきたが、本法によつて支給を受ける手当の金額では到底現実の経済を確保することが不可能であり、また一般国民の生活水準が漸次向上しつつある際、公務員は依然として劣悪な条件にすえ置かれてゐる現状であるから、同法の一部を改正して、(一)寒冷地手当については五級地を十割とし以下一級地を二割とする二割刻みの区分に修正すること、(二)公共企業体職員に対しても本法を適用すること等の実現を図られたいとの請願。

昭和三十年七月二十七日印刷

昭和三十年七月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局